

# 告 示

埼玉県告示第九百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）戸田氷川町商業施設開発計画

戸田市氷川町二丁目四千四百四十四番地 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）荷さばき施設について

・ 周辺住民の生活に配慮して、騒音等に注意した上で、荷さばき作業を行うこと。

・ 店舗北側の道路上で荷さばき作業を行わないこと。

（二）給排気口施設について

・ 店舗敷地南側の土地は、今のところ駐車場及び更地だが、将来的、住宅系の土地利用も考えられるため、排気口の位置と向きに配慮すること。

（三）交通安全等について

・ 児童生徒の登下校時や休日等の時間帯における安全確保について、万全な体制を行うこと。

・ 深夜及び早朝のトラック等の出入りには、充分配慮を行うこと。

（四）駐車場について

・ 店舗と駐車場間の道路（市道三二二八号線）横断者に対する事業者としての安全対策を行うこと。

## 二 縦覧期間

平成二十二年七月六日から平成二十二年八月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター